

さあ子育て！

仕事と子育ての両立



◇育児に関する権利は、男女とも取得できます。

項目	内容	摘要
育児時間	◇3歳に達しない子 ◇1日2回それぞれ60分ずつ、まとめて1日1回120分を朝か帰りに取ることもできます。	特休 下線 2017年より
育児部分休業	◇小学校就学前の子の養育 ・1日を通じ、2時間以内 ・勤務時間の始め又は終わりに ・30分単位で	■賃金：育児時間数について、給料の月額を減額 ・代替なし
育児短時間勤務	◇小学校就学前の子の養育 ◇以下の勤務パターン等から選択する ①3時間55分/日(19時間35分/週) ②4時間55分/日(24時間35分/週) ③3日/週 (23時間15分/週) ④2日半/週 (19時間25分/週)	■賃金：勤務時間に応じた額 ・退職手当は、育児短時間勤務した期間の1/3を除算 ・本務者が処理できない業務を行うため、非常勤講師を任用できる。
早出遅出勤務	◇育児や介護のため、始業時間を繰り上げ、繰り下げて勤務できる。 ◇小学校就学前の子 ◇条例15条の1に規定する要介護者	・調整できる時間は1時間または30分。曜日を指定しての取得も可。 ・2007年より、小学生の学童施設の迎えも可、2011年より、中学校就学までの子の自宅以外の送迎も可。
子の看護休暇	◇中学卒業までの子の看護 ◇1暦年5日 ◇2010年より、対象になる子が2人以上の場合は10日に拡大。 ◇2012年より、子どもが障害を持つ場合は年齢制限なし	・時間単位取得も可 特休

権利について細かな点は、支部・本部にお問い合わせ下さい。

和歌山県教職員組合 本部

TEL 073 - 423 - 2261

FAX 073 - 436 - 3243


Eメール wakyoso@wkn.or.jp



2020年4月発行

生まれるまで・・・



項目	内容	摘要
妊婦の労働軽減	◇表紙を参照してください	・長期休業中は措置されません。
危険・有害業務の制限	① 重量物を取り扱うこと ② 有毒ガスが発散する場所での業務 ③ その他妊娠・出産に有害な業務	※労働基準法
軽易業務転換	◇請求により、危険・有害業務以外でも	
妊産婦の労働時間	◇請求により、妊産婦の時間外・休日労働・深夜業を禁止。※労働基準法 ◇請求した場合、妊産婦の1週38時間45分、1日7時間45分以上の変形労働時間制の適用を禁止	
妊娠障害(つわり)休暇	◇妊娠中、10日を超えない範囲で	・時間単位取得ができます。 特休 2019年度から
切迫流産のおそれ、又は疑いのあるとき	◇医師が妊娠に起因すると認め、診断書に切迫流産のおそれ、又は疑いがあると記載したことで、安静状態等が1ヶ月以上続くとき、補充教職員が配置されます。	・診断書の更新が必要です。
通院休暇	◇妊娠中又は出産後1年以内に健康診断又は保健指導を受ける時間を確保するために休暇を取ることができます。 ※妊娠23週まで 4週に1回 ※妊娠24週～35週 2週に1回 ※妊娠36週～出産まで 1週に1回 ※出産後1年まで 1回	・医師等の特別な指示があった場合、その指示された回数 特休 ・母子健康手帳交付以前は、 義務免(職専免) で
通勤緩和	◇妊娠中に通勤の交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内で必要と認められる時間。	・交通機関には、妊婦が運転する自動車も含まれ、混雑の程度とは、道路における混雑をいいます。 特休
勤務時間中の休息・補食	◇妊娠中、母体保護又は胎児の健康保持のため取得できます。	・ 義務免(職専免) で。
産前・産後の休暇 	◇産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、出産日を含みます。 ◇産後8週間 ◇産前7週+産後9週というとりかたもできます。 <u>引継ぎ日が確保されるように</u> <u>確認しましょう→</u>	・予定日より遅れたときは、出産日を基準に以後、産後8週間となります。 ・代替者が配置されます。 ・引継ぎ日：前後各1日(ただし、4・5・11月の初日は配置されません。)

★**義務免**：職務専念義務免除(職務に専念する義務の特例に関する条例及び規則)


いよいよ出産！

請求を忘れないでネ。

請求申請は、事由発生から公立学校共済組合は2年、互助会は3年で

項目	内容	摘要
公立学校共済組合	◇出産費 ◇出産費附加金	公立学校共済組合員が出産したとき
	◇家族出産費 ◇家族出産費附加金	被扶養者である家族が出産したとき
互助会	◇出産見舞金	互助会会員または配偶者が出産したとき

項目	内容	摘要
産後休暇	◇産後8週間以上、産前とあわせて16週間 ◇正常分娩だけでなく、妊娠4ヶ月(85日)以後の流産、死産の場合もとれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・予定日より遅れた場合、出産日の翌日から8週間になります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特休</div>
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ◇生後3年に達しない子の養育 ◇夫、妻どちらでも取得できます。 配偶者が未就労、育児休業中でも取得可能 ◇希望する期間取得できます。(請求は1ヶ月前までに) ◇延長は、原則1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・無給(ただし、育児休業手当金支給)下の【公立学校共済組合・互助会】を見てください。 ・代替配置あり。 ・引継ぎ日：育休明けに1日

項目	内容	摘要
公立学校共済組合 産前産後休暇 育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ◇公立学校共済掛金は申出により産前6週産後8週の期間免除 ◇育児休業手当金 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが1歳に達するまでの期間 ・「産後パパ育休」の場合は、子どもが1歳2ヶ月の期間(1年を限度とする) ・標準報酬日額の67% (180日) それ以降は、50% ◇共済掛金は、申出により育休全期間免除 ◇貸付の償還猶予(償還猶予申出書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年4月から実施  <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業手当金請求書を提出 ・法令上必要と認められた場合、支給期間は1歳6ヶ月まで延長されます。1歳6ヶ月に達した時点で、引き続き法令上必要と認められた場合2歳に達する日まで50%が支給されます。 ・給付上限額あり。 <p>ご参考までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除を受けられます。(育児休業手当金は非課税です) ・扶養手当は育児休業手当金を含む収入が年間130万円以下の場合を対象となります。
互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◇給料減額の場合、減額された給料を算定の基礎とします。 ◇給料が支給されない場合、掛金は免除されます。 	